

# 第3章 計画策定の背景

## 1 生物多様性条約に関わる動向

### (1) 世界の動向

#### ① 生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）

多様な生きものや生息環境を守り、その恵みを将来にわたって利用するための国際条約「生物多様性条約」の第10回締約国会議（COP10）が2010年10月に名古屋市で開催されました。会議では遺伝資源へのアクセスと利益配分のルールを定めた「名古屋議定書」、2050年までに「自然と共生する世界」を実現するための2020年までの具体的な行動目標として「愛知目標」が採択されました。

#### ② 愛知目標の評価

愛知目標の世界的な達成状況を評価するため、以下の2つの重要な報告書が取りまとめられました。これらにおいて、共通して示されたメッセージは、「生物多様性の減少は依然として続いており、これを食い止め、回復させるためには、社会のあり方を根本から見直し、分野横断的な取り組みによる社会変革が不可欠」ということでした。

#### 【地球規模生物多様性概況第5版（GBO5）】

生物多様性条約事務局が2020年に発行したGBO5は、これまでのGBO、各国から提出された国別報告書、既存の生物多様性に関する研究成果やデータをもとに分析・作成されたもので、愛知目標の達成状況の評価や将来に向けて必要な行動等がまとめられています。

##### < 愛知目標の達成状況 >

20の愛知目標のうち、6つが「一部達成」と評価されたものの、完全に達成されたものは一つもなかったと評価しています。

##### < 将来に向けて必要な行動 >

2050年までに「自然と共生する世界」を実現するためには、広範な人間活動にわたって「今までどおり」から脱却し、生物多様性との関係性が特に深い以下の8つの分野における移行が必要と指摘しています。

#### ■ 「自然との共生」に向けて移行が必要な8分野

1	土地と森林	生態系の保全・再生
2	持続可能な淡水	水質改善、侵略的外来種防除、連続性の確保
3	持続可能な漁業と海洋	海洋及び沿岸生態系の保護・再生、漁業再建、水産養殖業の管理
4	持続可能な農業	農業システムの再設計、生物多様性への悪影響を最小限にした生産性向上
5	持続可能な食料システム	肉と魚の消費を抑えた植物主体の食生活、食品の供給と消費にともなう廃棄物の大幅削減
6	都市とインフラ	「グリーンインフラ」の展開、人工的に構築された景観の中に自然のための場所を創出、都市及びインフラの環境フットプリント低減
7	持続可能な気候変動対策行動	化石燃料利用の段階的かつ速やかな廃止、自然を活用した解決策（NbS）
8	生物多様性を含んだワン・ヘルス	生態系や野生生物の利用を管理し、健全な生態系と人の健康を促進

出典：「中央環境審議会 自然環境部会 生物多様性国家戦略小委員会（第1回）（令和3年11月26日） 環境省資料」及び、環境省「地球規模生物多様性概況第5版（GBO5）日本語版」をもとに作成

### 【生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書】

生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）は、生物多様性と生態系サービスに関する動向を科学的に評価し、各国に政策の提言等を行う政府間組織です。気候変動分野で同様の活動を進めるIPCCの例から、生物多様性版のIPCCと呼ばれることもあります。

IPBESは、2019年に、約500名の専門家が15,000以上の科学論文や知識体系を分析した「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」を公表しました。この報告書では、主に以下のことが述べられており、社会変革の必要性が指摘されています。

- 地球上のあらゆる場所がこれまでにない程に改変され、生物多様性は人類史上これまでにない速度で減少し、過去50年の間、かつてない速度で地球全体の自然が変化している。
- これらの直接要因は、影響が大きい順に、土地と海の利用の変化、生物の直接採取（漁獲、狩猟含む）、気候変動、汚染、外来種の侵入である。これら5つの直接要因は、様々な社会制度や背景（間接的な変化要因）によって引き起こされ、さらにその背景には社会の価値観や行動がある。
- このままでは将来的な目標は達成不可能であり、2030年以降の目標の達成に向けて、経済、社会、政治、技術すべてにおける社会変革が求められる。
- 取り組みにあたっては、大きなテコの効果を生む介入点（レバレッジポイント）を意識することで、持続可能性への転換がより起こりやすくなる。



社会変革のイメージ

介入点（レバレッジポイント）		介入点に対する取り組みの実践例
1	良い暮らしについての多様な観念の受容	シンプルライフ、ロハス等
2	消費と廃棄の削減	肉食やフードロスを減らす、地産地消等
3	価値観と行動の開放・拡大	環境に配慮した製品やサービスの選択等
4	不平等の是正	生態系サービスに対する支払い、カーボンプライシング等
5	保全における正義と包摂性の実践	関係者みんなが参加する意思決定の仕組み等
6	外部性とテレカップリングの内部化	自然に悪影響を与える材料や製品の流通規制や認証制度の構築等
7	環境にやさしい技術、革新と投資の確保	低炭素技術、グリーンインフラ、ESG投資等
8	教育および知識の形成と共有の促進	自然とのふれあい活動、環境教育等

※環境省「IPBES生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書 政策決定者向け要約」をもとに作成  
 ※上記表の「介入点に対する取り組みの実践例」は、環境省「JBO3 生物多様性及び生態系サービスの総合評価2021[政策決定者向け要約報告書]」をもとに作成

### ③昆明・モントリオール生物多様性枠組

愛知目標に代わる新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が、2022年12月にカナダ・モントリオールで行われた生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）第2部において採択されました。愛知目標と比べ、数値目標が増加し、社会・経済活動に関連する目標が充実・強化されました。

#### 【昆明・モントリオール生物多様性枠組の構成】

2050年 ビジョン	「自然と共生する世界」（愛知目標から引き続き使用）
2050年 ゴール	2050年ビジョンに関係する4つの状態目標
2030年 ミッション	「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる」
2030年 ターゲット	23の目標を設定（次ページ参照）

#### 【ネイチャーポジティブ】

「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること」と定義され、新たな生物多様性枠組の2030年ミッションに考え方が位置付けられるとともに、日本の生物多様性国家戦略においても、2030年に向けた目標として位置づけられています。また、2019年の国連総会では、2021年から2030年までを「国連生態系回復の10年」とすることが決議され、世界各国にさらなる取り組みを求めています。

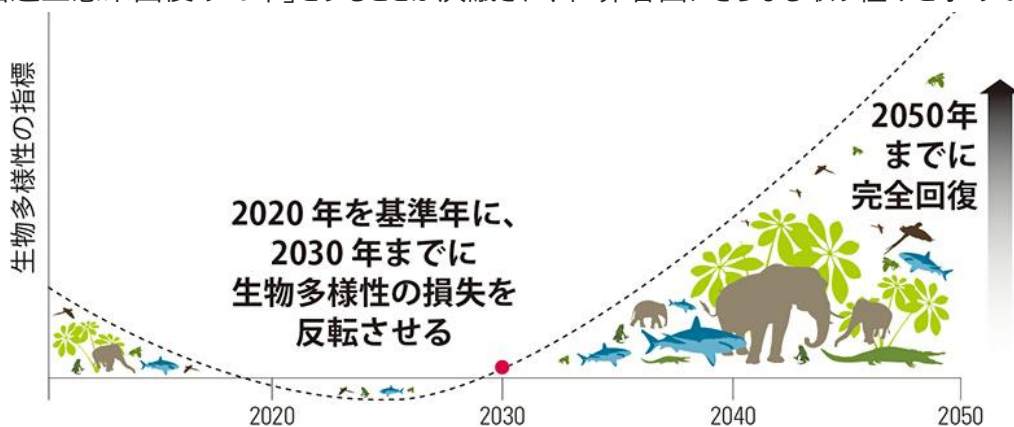


図7 2030年までのネイチャー・ポジティブに向けた自然のための測定可能な世界目標  
出典：Locke et al.,2021<sup>12</sup>

出典：WWFジャパン「生きている地球レポート2022」

#### 【30by30（サーティ・バイ・サーティ）】

新たな生物多様性枠組では、目標の一つとして、2030年までに陸域と海域のそれぞれ30%以上を保全・保護することを掲げており、30by30(サーティ・バイ・サーティ)と呼ばれています。2021年6月のG7サミットでは、G7各国は新たな生物多様性枠組の決定に先駆けて30by30を目指すことを合意しました。この実現のためには、従来の保護地域（国立公園等）における取り組みに加え、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM：Other Effective area-based Conservation Measures）を増やしていくことが期待されています。

<参考> 昆明・モンリオール生物多様性枠組 「2030年ターゲット」の概要

区分	No	内容	概要
生物多様性への脅威を減らす	1	空間計画	すべての地域を参加型・統合的で生物多様性に配慮した空間計画の下に置く
	2	自然再生	劣化した生態系の30%を回復させる
	3	30by30	陸と海のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及びOECMにより保全（30by30目標）
	4	種・遺伝子保全	絶滅危惧種を守る緊急行動と、人と野生生物との軋轢を最小化
	5	生物採取	乱獲を防止するなど、野生種の利用等を持続的かつ安全、合法的なものにする
	6	外来種対策	侵略的外来種の導入率及び定着率を50%以上削減
	7	汚染	環境中の過剰な栄養素の半減、農薬等のリスク半減、プラスチック汚染の防止・削減
	8	気候変動	自然を活用した解決策、気候変動による生物多様性への影響の最小化
人々のニーズを満たす	9	野生種の利用	野生種を持続可能に管理し、人々に自然の恩恵をもたらす
	10	農林漁業	農林水産地域が持続的に管理され、生産システムの強靱性・効率性・生産性・食料安全保障に貢献
	11	自然の調整機能	自然を活用した解決策等を通じ、自然の寄与の回復、維持、強化
	12	緑地親水空間	都市部における緑地・親水空間の面積、質、アクセス、恩恵の増加、生物多様性に配慮した都市計画の確保
	13	遺伝資源	遺伝資源から得られる利益の公正衡平な配分と大幅な増加を促進
実施と主流化のためのツールと解決策	14	生物多様性の主流化	生物多様性の多様な価値をあらゆる政策、規制、計画に組み込む
	15	ビジネス	事業者の生物多様性リスク、依存、影響を評価・開示
	16	持続可能な消費	持続可能な消費、食料廃棄の半減、過剰消費・廃棄物発生的大幅削減等
	17	バイオセーフティー	すべての国が遺伝子組み換えの適正な管理・利用の能力を保持
	18	有害補助金	生物多様性に有害な補助金等を特定し、年間5,000億ドル以上の廃止・改善
	19	資金	あらゆる資金源から年間2,000億ドルの実施資金を確保
	20	能力構築、技術移転	実施のための能力構築、技術へのアクセス及び移転を強化
	21	知識へのアクセス	生物多様性に係る最良の情報を誰もが利用できるようにする
	22	先住民、女性及び若者	先住民、女性、若者、障害者などの生物多様性に関連する意思決定への参画を確保
	23	ジェンダー	本枠組の実施におけるジェンダー平等を確保

※昆明・モンリオール生物多様性枠組（環境省仮訳）をもとに作成

## (2) 国内の動向

国においては、愛知目標の達成状況の評価を行ったほか、COP15で採択された昆明・モンリオール生物多様性枠組を踏まえ、2030年までの生物多様性国家戦略を策定しました。

### ① 日本の愛知目標の達成状況

2021年1月に、愛知目標の達成状況の評価も含めた「生物多様性国家戦略2012-2020の実施状況の点検結果」を公表しました。点検では、20の愛知目標に対応して、生物多様性国家戦略2012-2020で設定した我が国としての13の国別目標を評価しました。その結果、5つの国別目標を「目標を達成した」、8つの国別目標を「目標に向けて進捗したが、達成しなかった」と評価しました。

### ② 生物多様性国家戦略2023-2030

昆明・モンリオール生物多様性枠組の採択を踏まえ、「生物多様性国家戦略2023-2030」が2023年3月に策定されました。

#### 【生物多様性国家戦略2023-2030の背景（一部抜粋）】

- 生物多様性の損失と気候危機の2つの世界的な課題は、現象の観点でもそれらへの対応策の観点でも正負の両面から相互に影響しあう関係にあり、一体的に取り組む必要がある。
- 新興感染症の発生要因は、開発や都市化をはじめとする自然の改変とも深く関わると指摘されており、生物多様性の損失と気候危機の2つの危機の要因と共通点がある。
- これらの世界的な危機への対処には、人間の活動のあり方を変えるほかに手立てはない。
- 経済成長のみを豊かさの尺度とする価値観から脱し、包括的な豊かさを追求する新しい価値観に基づく社会へと根本的に変革する必要がある。

#### 【2030年に向けた目標】

2030年までに生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せるネイチャーポジティブを目指し、これまでの生物多様性保全施策に加えて気候変動や資源循環等の様々な分野が連携して取り組むべく、5つの基本戦略に沿って取り組んでいくこととしています。

#### 2030年に向けた目標 ネイチャーポジティブの実現

##### 5つの基本戦略

- ①生態系の健全性の回復  
場の保全・再生（30by30目標等）、利用・管理における負荷軽減、野生生物保全
- ②自然を活用した社会課題の解決  
地域づくり、NbSによる気候変動対策とのシナジー最大化・トレードオフ最小化、鳥獣管理
- ③ネイチャーポジティブ経済の実現  
リスクや機会の評価、目標設定、情報開示、ファイナンス
- ④生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人一人の行動変容）  
理解増進、人材育成、消費活動における行動変容、保全行動の促進
- ⑤生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進  
情報基盤整備、空間計画、国際連携

### ③30by30ロードマップ

昆明・モントリオール生物多様性枠組で掲げられた、2030年までに陸域と海域の30%以上を保護・保全する30by30目標の国内達成に向けて、2022年4月に環境省が30by30ロードマップを策定しました。

このロードマップでは、30by30目標は主として、公園や企業が所有する緑地などの「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）」により達成していくとしており、各主体に期待される役割や2030年までの工程表が示されています。

環境省は2023年度より、「自然共生サイト」という形でOECMの認定を開始しています。

#### 【保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）の対象となり得る場所】

企業の森、ナショナルトラスト、バードサンクチュアリ、ピオトープ、自然観察の森、里地里山、森林施業地、水源の森、社寺林、文化的・歴史的な価値を有する地域、企業敷地内の緑地、屋敷林、緑道、都市内の緑地、風致保全の樹林、都市内の公園、ゴルフ場、スキー場、研究機関の森林、環境教育に活用されている森林、防災・減災目的の森林、遊水池、河川敷、水源涵養や炭素固定・吸収目的の森林、建物の屋上、試験・訓練のための草原・・・

出典:環境省「令和4年度第3回OECMの設定・管理の推進に関する検討会（令和5年3月8日）」資料

#### 【30by30目標達成のための工程表】

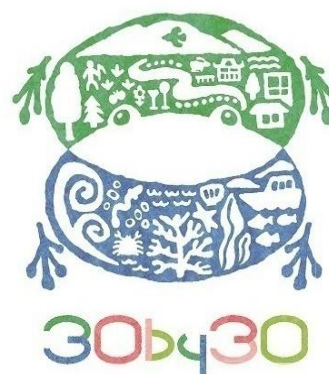
時 期	内 容
2022年	・生物多様性のための30by30アライアンス立ち上げ ・自然共生サイト認定の試行
2023年	・環境省による自然共生サイトの認定開始 ・全国100地域以上を先行的に認定
2024年	・生物多様性の現状や保全上効果的な地域を可視化したマップの提供
2025年	・自然共生サイト管理のためのマニュアルの提供

環境省「30by30ロードマップ工程表」をもとに作成

#### 【生物多様性のための30by30アライアンス】

30by30目標達成に向けた取り組みをオールジャパンで進めるため、日本経済団体連合会、全国規模のNGO・NPO・研究機関、生物多様性自治体ネットワークなどが発起人・コアメンバーとなり、2022年4月に設立されました。

本市はアライアンスの発足当初から参画しています。多様な主体がこのアライアンスに参画し、各主体による30by30目標に向けた取り組みが活発化しています。



## 2 事業活動と生物多様性

あらゆる事業活動は、生物多様性の恵み（自然資本）を利用することで成り立つと同時に、生物多様性に大きな影響を与えています。近年、金融の分野では、生物多様性を含む環境（Environment）・社会（Social）・企業統治（Governance）に配慮した企業に投資を行う「ESG投資」などが拡大しつつあります。

今後は、事業者として、30by30目標に向けた取り組みが求められるとともに、投資家に対して財務報告書等の中で生物多様性に関するリスクや方針等を開示する際の統一的な枠組や、生物多様性に関する目標を自主設定する際の統一的な枠組などに向けた検討が、国際的に進められています。

### 30by30とOECDへの貢献

環境省の30by30ロードマップでは、各主体における30by30目標達成に向けた取り組みを求めています。事業者においては、事業実施における生物多様性の影響への配慮、保護地域やOECDの保全への貢献、自らの管理・所有地のOECD申請、適切な目標設定や情報開示、30by30目標に貢献する製品・サービスの取扱い等を通じた消費者の環境配慮型の消費促進などが、金融機関においてはサステナブルファイナンスの推進などが推奨されています。

### 自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）

気候変動の分野では、2015年に採択されたパリ協定（世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2°Cより十分低く保ち、1.5°Cに抑える努力をする）を受け、金融業界を中心に、気候変動が投融資先の事業活動に与える影響を評価する動きが世界的に高まり、同年に、「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD：Task force on Climate-related Financial Disclosures）」が設置されました。TCFDは、2017年に最終報告書として、自主的な情報開示のあり方に関する提言（TCFD提言）を公表し、企業が財務報告書等において開示すべき自社の気候変動に対するリスクや方針等の内容を示しました。

このTCFDの生物多様性版として、自然資本及び生物多様性に関するリスクや機会を適切に評価し、開示するための枠組構築に向けて、「自然資本・生物多様性に関する自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD：Task force on Nature-related Financial Disclosures）」が2021年に立ち上げられ、2023年9月にTCFD枠組等を踏まえた新たな枠組が公表されました。

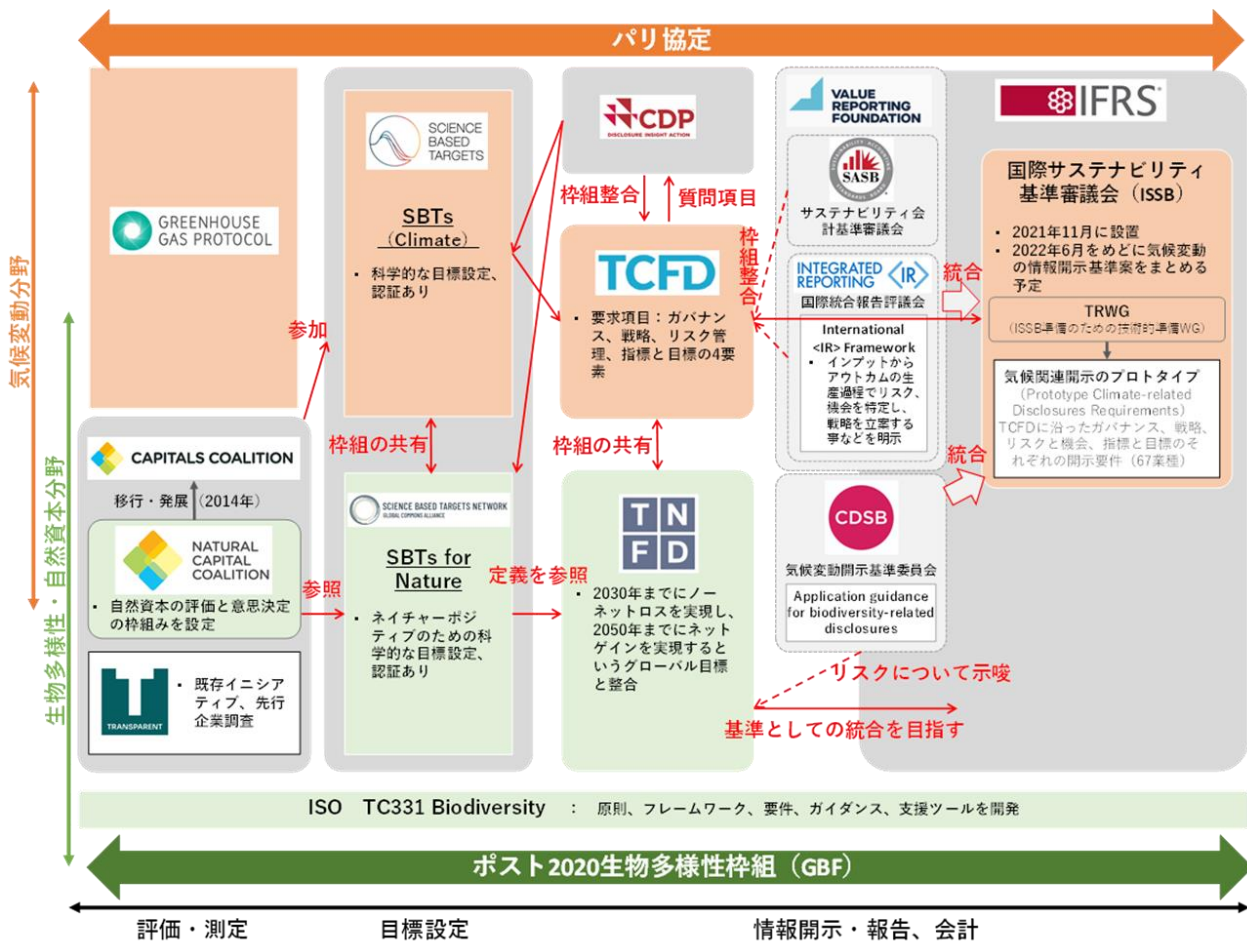
## Science Based Targets(SBTs) for Nature

気候変動の分野では、企業が、5年から10年先を目標年として、パリ協定が求める水準と整合した自主的な温室効果ガス削減目標（科学的根拠に基づく削減目標：SBTs）を設定し、それを認証機関から認定を受ける動きが活発化しています。

生物多様性の分野でも同様の枠組（SBTs for Nature）の検討が進められています。

## ISO（国際標準化機構）における生物多様性規格の検討

2020年2月に、フランスがISOにおける生物多様性規格の策定を提案し、同年8月に検討のための専門委員会が設置されました。今後、専門委員会において、規格策定に向けた議論が進められていく予定です。



ビジネスにおける気候変動と生物多様性の様々な枠組の関係

出典:環境省

※企業における情報開示の枠組や自主的な目標設定については、現在、気候変動と生物多様性の分野で様々な枠組が立ち上がっており、枠組の共有や情報の流用について様々な検討が進められています。



## 企業の生物多様性認証の広がり

企業等が実施する生物多様性に関する優れた取り組みを認証する制度が広がりつつあります。愛知県では、2022年度から「あいち生物多様性企業認証制度」を開始し、植樹やビオトープ等の整備による生物多様性の保全活動やサプライチェーンの環境負荷低減などの取り組み状況に基づき、評価・認証を行っています。

### あいち生物多様性企業認証制度

**申請対象** 愛知県内に本社または事業所を置く、法人格を有する民間企業

**認証メリット**

- ・県自然環境課Webページに掲載
- ・認証書の授与
- ・企業PRのために認証企業マークを名刺、会社案内などに使用可能



※認証企業が使用できるマーク  
(認証(左)、優良認証(右))




**評価項目** 「あいち生物多様性戦略2030」等を踏まえて、以下の5つが設定されています。

大項目	概要
1 組織の方針・体制等	方針・目標や取組計画の策定状況、人材育成等を評価する。
2 (豊かな生態系を) まもる	希少種保全、外来種駆除、脱炭素社会・循環型社会の形成に向けた環境配慮経営等を評価する。
3 (生息生育空間を) つなげる	生態系ネットワーク形成(植樹、ビオトープ整備等)、他主体との連携、専門家の意見反映等を評価する。
4 (生きものの恵みを) つかう	サプライチェーンの環境負荷低減、生物機能を生かした技術・製造等を評価する。
5 (人と自然との共生を) ひろめる	普及啓発、活動成果の一般開放、SDGs への取組、生態系ネットワーク協議会等への参画等を評価する。

※認証区分によって、評価項目や、獲得すべき得点数(認証:合計18点以上かつ「組織の方針・体制等」が3点以上、優良認証:合計35点以上かつ「組織の方針・体制等」が4点以上)が異なります。

※あいち生物多様性企業認証募集チラシより抜粋

### <その他の主な認証制度>

制度名(開始年)・概要	運営	実績
 <p>ABINC認証(2014年) 企業における生物多様性に配慮した緑地づくりや管理・利用などの取り組みを、第三者評価・認証する制度</p>	一般社団法人 いきもの共生事業 推進協議会	2023年3月時点で139か 所を認証 (市内)大名古屋ビルヂ ングなど計7か所
 <p>SEGES(社会・環境貢献緑地評価システム) (2005年) 企業が所有する緑地の保全、創出、活用等に関する企業等の積極的な取り組み姿勢及び行動について、社会貢献性及び環境貢献性の観点から、第三者機関により総合的に評価、認定する制度</p>	公益財団法人 都市緑化機構	2023年4月時点で147か 所を認定 (市内)ノリタケの森
 <p>JHEP認証(2008年) 生物多様性の価値を事業の前後で比較し、事業後の価値が事業前と同等またはそれ以上のものを、生物多様性に貢献する事業として認証する制度</p>	公益財団法人 日本生態系協 会	2023年4月時点で45か 所を認証

## なごやSDGsグリーンパートナーズ

本市では、事業活動においてSDGsの実現に向け取り組む事業所を、「なごやSDGsグリーンパートナーズ」として認定し、事業者がSDGsを意識しながら、環境に配慮した事業活動を自発的かつ積極的に行うことを支援しています。取り組みに応じて、「登録エコ事業所」「認定エコ事業所」「認定優良エコ事業所」の3段階の登録・認定区分があり、「認定優良エコ事業所」の中で特に優秀で他の模範となる取り組みを実践している事業所を表彰し、事業者の意識の向上と活動の底上げを図っています。認定の評価項目には、生物多様性に関する項目も設定されています。



## 生物多様性民間参画ガイドライン第3版

2023年4月、環境省は、国内外で活発化する事業活動における生物多様性の取り組み状況を踏まえ、事業者が経営課題として生物多様性の保全や自然資本の持続的利用に取り組むための基本的指針として「生物多様性民間参画ガイドライン第3版」を策定しました。

定量的な影響評価・目標設定の方法と具体的な指標、情報開示の方法、先進的な枠組であるSBTs for Nature 及びTNFDの事例を紹介しているほか、Q&A集として中小企業、金融機関を含む実務担当者へのアドバイスなどを紹介しています。

### (抜粋) 生物多様性民間参画ガイドライン第3版 Q & A 集

#### 第2章 実務担当者（中小企業）のためのQ&A

**Q2-1. なぜ我が社が生物多様性への配慮に取り組まなければならないのでしょうか。**

**A2-1. 今後サプライヤーや、地域企業としての責任が求められる可能性があるためです。**

(解説)

- ・ サプライヤーの場合、今後 TNFD フレームワーク等の国際的な影響力が増すにつれ、サプライチェーン全体での管理強化が求められ、自社自身は TNFD への賛同等を表明しない場合でも、取引先から対応を要請されるケースが増えると考えられます。
- ・ また、生物多様性への関心が高まることで、地域の自然資本（土地や水など）を使う主体として、あるいは 30by30 など、地域での生物多様性等の保全を担う主体として、地域から、より一層の責任を果たすことが求められる可能性があると考えられます。
- ・ これらは、ビジネス上のリスクでもありますが、差別化を図ることで、ビジネス上の機会に転換することができます。

**Q2-2. 人員も資金もないが、どこから取り組めば良いのでしょうか。**

**A2-2. まずは事業活動と自然や水資源などの関係を評価します。その上で、30by30 など比較的取り組みやすいところから始めることが考えられます。**

(解説)

- ・ まずは自社の事業活動と、自然や水・土地が、どう関わっているかを評価することになります。関わりを評価するにあたっては、自社のあるエリアが、自然が豊かな地域なのか否か、水資源などで逼迫しているものはないか、といった地域の状況を、自治体などに問い合わせることなどから始め、その上で、事業活動にとって特に重要なものがあるかどうかを抽出します。
- ・ 重要な事業活動を抽出した後、いかにリスクを減らし、機会を生み出せるかを検討することになります。
- ・ 例えば 30by30 実現に向けた地域の OECM 登録推進や支援などは、水資源の確保や防災・減災など、事業活動にとってのリスク低減に繋がりがりやすいと考えられます。

## 3 なごやを取り巻く状況

### (1) なごや特有の状況

#### 【市域の多くを占める市街化区域】

本市では、市域面積の約93%が市街化を進める市街化区域であり、また、緑被地面積（樹木や草で覆われた土地面積のことで、本市では農地や水面も含める）のうちの半分が民有地であることから、これらの場所における生物多様性の保全や配慮が必要です。

#### 【リニア中央新幹線開業に向けて活発化する再開発】

リニア中央新幹線の開業を見据え、名古屋駅地区と栄地区を中心に再開発が活発になっています。こうした再開発に自然を生かしたまちづくりの視点を加えていくことが必要です。

#### 【人口の減少と高齢化】

本市の人口は、2021年頃から減少に転じ、長期的な少子化による、親となる世代の人口の減少や平均寿命の延伸などを背景に、0～64歳の人口が減少する一方、65歳以上の人口が一層増加すると予想されています。本市では、身近な自然の保全などのために活動する団体が数多く存在していますが、これらの活動に関わる人が高齢化、固定化しています。今後、これらの人々の協力により活動が行われてきた場所の保全等が行われなくなる可能性が高まっています。

### (2) 地球環境問題への対応

#### 【気候変動問題】

近年、世界各地で記録的な高温や多雨など異常気象が発生しており、地球温暖化による気候変動の影響が気象災害のリスクを増大させるものとして懸念されており、こうした状況は、もはや、私たち人類やすべての生きものにとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」として捉えられています。

IPCCの各種報告書等では、生物多様性の減少の一因に気候変動があり、産業革命前と比べて地球の気温が2℃上昇する場合は1.5℃の気温上昇と比べて生物多様性の損失が倍以上と予測しています。地球の気温上昇を1.5℃に抑えるためには、地球上の温室効果ガスを2010年比で2030年までに45%削減、2050年頃には正味ゼロにする必要があるとしており、脱炭素社会に向けて大幅な転換をはかっていく必要があります。

気候変動への対策は生物多様性の保全と相乗効果（シナジー）が期待できる一方で、再生可能エネルギーやバイオマスを得るための大規模開発により、生物多様性に悪影響を及ぼす場合（トレードオフ）があるため、事業推進の際には気候変動と生物多様性の両方にメリットのある取り組みとしていく必要があります。

### 【プラスチック問題】

プラスチックの生産量と廃棄量は世界的に増大しており、地球規模での環境汚染や限りある天然資源の浪費などが問題となっています。2050年までに海洋中に存在するプラスチックごみの重量が魚の重量を超過するとの試算も報告されています。自然環境中で細かく砕かれることなどにより、5 mm以下となったプラスチックはマイクロプラスチックと呼ばれ、有害物質を吸着し、魚や鳥などが体内に取り込むことによる影響が懸念されています。プラスチックの問題は、焼却により地球温暖化の原因となる温室効果ガスを排出するなど、様々な環境問題につながっているため、総合的な視点のもとでの取り組みが求められています。

## (3) 社会変革に向けた新たな視点

### 【持続可能な開発目標（SDGs）】

SDGsでは、17のゴール及び169のターゲットが相互に関係しており、複数の課題を統合的に解決することを目指すこと、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出すマルチベネフィットを目指すことが意識されています。そのため、生物多様性の分野においても、様々な課題の同時解決を意識した取り組みを進めていく必要があります。

### 【自然を活用した解決策（NbS：Nature-based Solutions）】

生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）やグリーンインフラなど、自然を基盤として社会の諸課題を解決していく取り組みを包含する考えです。気候変動や生物多様性をはじめとする様々な課題を同時解決する手法として注目されており、昆明・モンリオール生物多様性枠組や新たな生物多様性国家戦略においても、重要な位置づけがされています。本市においても、生物多様性の保全に加え、地球温暖化やヒートアイランド現象、都市型水害、まちのにぎわいづくりなどの課題を同時に解決する方法として、グリーンインフラなどの取り組みを推進していく必要があります。

### 【地域循環共生圏】

2018年に閣議決定された国の第五次環境基本計画では、複数の課題の統合的な解決というSDGsの考え方も活用した「地域循環共生圏」が提唱されました。これは、各地域がそれぞれの地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指すものです。こうした社会への転換は、生物多様性の保全や持続可能な利用に加え、海外の自然資本への依存を減らし、我が国のエネルギーや食の安全保障につながるものとして期待されています。

### 【新型コロナウイルス感染症からの教訓】

新型コロナウイルス感染症の世界的大流行（パンデミック）は、人と自然との関係を根底から問い直すきっかけとなりました。IPBESが開催したワークショップにおいて出された意見を取りまとめた「IPBESパンデミックと生物多様性ワークショップ報告書（2020年10月公表）」では、土地利用の変化、農業の拡大、野生生物の取引・消費がほぼ全てのパンデミックに関連しているとしています。また、パンデミックのリスクを減らすためには、責任ある消費を促進する、保護地域の保全や生物多様性の高い地域の持続可能でない開発を減らす対策が有効であるなどの指摘がされています。

## 4 市民意識

本計画の策定にあたり、市民の生物多様性に関する関心や取り組み状況を把握するため、様々な機会を捉えて、アンケート等による意識調査を実施しました。

内容	実施期間
公式LINEアンケート（生物多様性）	令和4年5月18日～令和4年5月24日 令和4年12月7日～令和4年12月14日
総合計画市民アンケート	令和4年5月18日～令和4年6月13日
環境対策に関する市民アンケート	令和4年5月26日～令和4年6月13日
第4次環境基本計画 市民事業者との対話ワークショップ	令和5年2月17日

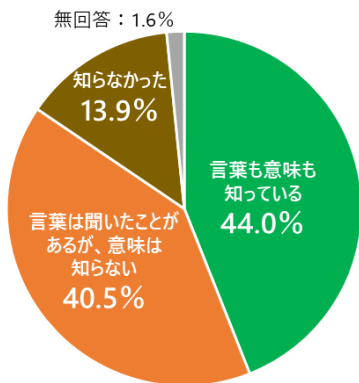
### 市民意識調査の結果概要

- 生物多様性という言葉は認知されているが、具体的な行動に結びついていない。
- 行政に求めることは、自然環境の保全に関すること。  
（身近な自然の保全・再生、外来種の駆除、緑化の推進等）
- 市民が取り組みたいことは、日常生活の中で取り組めること。  
（食事、買い物、緑化等）
- 市民が行政に求めつつ、自らも行いたいことは緑化に関すること。  
（花や木、野菜を育てる）

### ■生物多様性という言葉は認知されているが、具体的な行動に結びついていない

#### 生物多様性の認知度

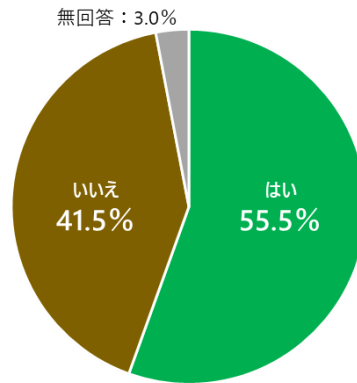
84.5%



環境対策に関する市民アンケート  
（2022年度調査、N = 1,006）

#### 暮らしの中で生物多様性に配慮した行動（※）をしている市民の割合

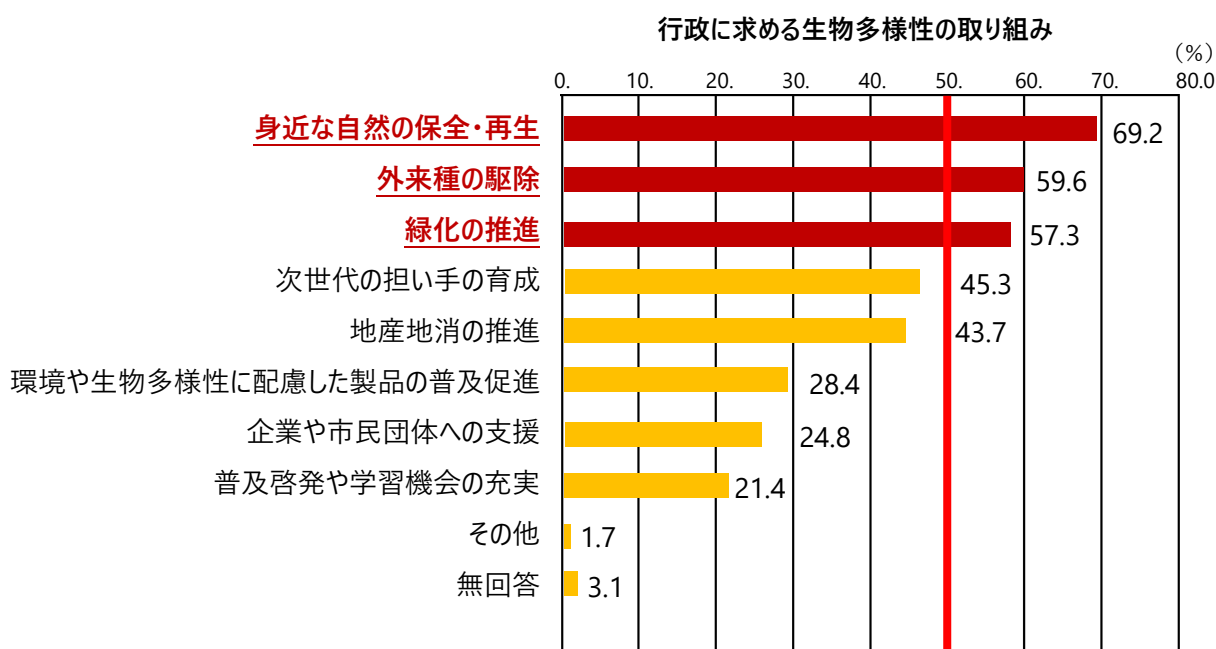
55.5%



- ※
- ・地元や旬のものを食べる
  - ・環境に配慮した商品を買う
  - ・自然について学ぶ・守る・育てるなど

総合計画市民アンケート  
（2022年度調査、N = 1,377）

■ 生物多様性のために、市民が行政に求めることは自然環境の保全



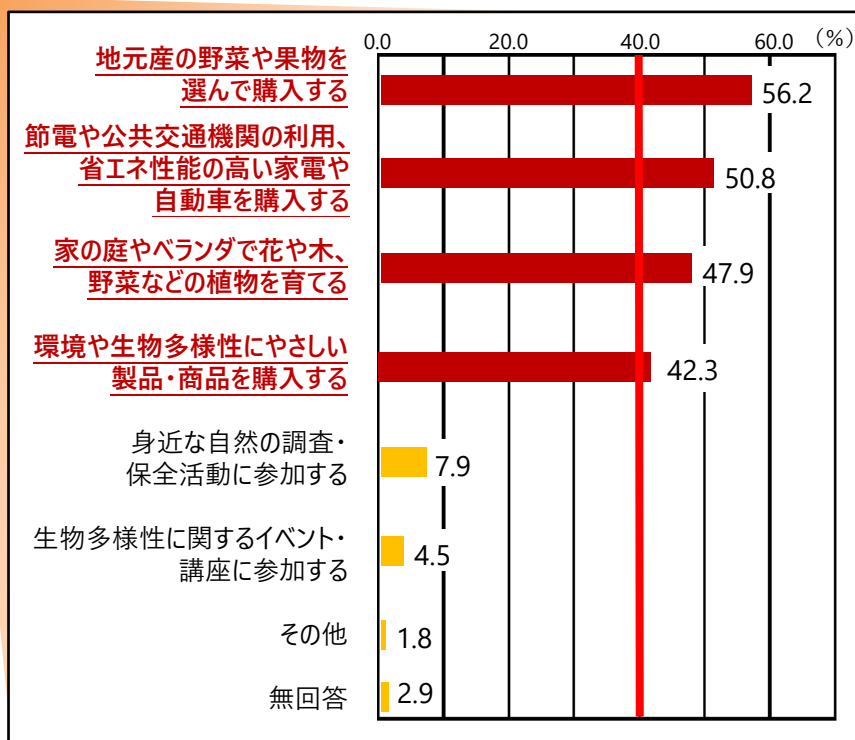
環境対策に関する市民アンケート（2022年度調査、N = 1,006）

■ 生物多様性のために、市民が取り組みたいことは、日常生活の中でできること

生物多様性に関する取り組みを行いたいと思う市民の割合

- 1 ぜひ取り組みたい **83.5%**
  - 12.0%
- 2 内容によっては取り組みたい →71.5%
- 3 あまり取り組みたくない →10.5%
- 4 取り組みたくない → 3.7%
- 5 無回答 → 2.3%

生物多様性のために取り組みたい行動



環境対策に関する市民アンケート（2022年度調査、N = 1,006）